

岩手県告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営和賀中部岩崎地区土地改良事業（北上市）に係る換地処分をした。

令和2年2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也